

タイトル	極右政党としてのオーストリア自由党(1)：ハイダー指導下の台頭期を中心に
著者	東原，正明
引用	北海学園大学法学研究，41(2)：307-345
発行日	2005-09-30

極右政党としてのオーストリア自由党 (1)

——ハイダー指導下の台頭期を中心に——

東 原 正 明

目 次

はじめに——本論文のねらいと研究動向

第一章 極右政党の定義

第一節 極右主義の構成要素

第二節 ポピュリズム（以上本号）

第二章 FPOの綱領的性格

第一節 一九九七年以前のFPO綱領

1. ナショナリズムから標準化へ

2. 「ザルツブルク綱領」の実質的破棄

第二節 一九九七年「リンツ綱領」

1. 個人と社会

2. 民主主義体制

3. 国家（ナショナリズム、超国家主義）

(1) 国家観

(2) オーストリア愛国主義

(3) EU統合問題

第三章 FPOの政党的特徴——ハイダーの役割を中心に

第一節 思想的特徴

1. ハイダーの連邦党総裁への道

2. 思想的特徴——ハイダーを中心に

第二節 政治活動スタイルとその組織的特色

1. 政治活動スタイル

2. 政治集団としてのFPÖ
3. FPÖの攻撃対象

第三節 台頭要因

第四章 一九九九年国民議会選挙

第一節 選挙戦

1. FPÖによって展開された選挙戦
2. 外国人敵対的内容をともなった選挙戦
3. SPÖの対応
4. 世論調査と連立の可能性
5. FPÖに対するÖVP党内の姿勢
6. 選挙戦におけるFPÖの政策的特徴

第二節 FPÖ勝利の要因

1. 選挙結果とFPÖへの票の移動
2. FPÖの支持層、投票動機
3. 各党の対応と連立政権の形成
4. 国際社会の反応
5. FPÖ勝利の要因——まとめとして

第五章 ÖVP/FPÖ連立政権

第一節 ÖVP/FPÖ連立——FPÖの役割

1. 選挙後のFPÖの政策的立場
2. ÖVP/FPÖ政権成立
3. 制裁

4. ÖVP/FPÖ政権の評価について

- (1) オーストリアの政治的・社会的枠組みの変化
- (2) ÖVP/FPÖ政権とナショナリズム

第二節 二〇〇二年国民議会選挙

1. 選挙戦

- (1) 政権崩壊とFPÖへの支持減少
- (2) ÖVP、SPÖの対応とFPÖ
- (3) FPÖの政策
- (4) 次期連立政権への模索

2. 選挙結果分析

- (1) 有権者の動向と投票動機
- (2) 選挙結果に対するFPÖの対応
- (3) FPÖ敗北の要因
- (4) まとめ

おわりに

資料1 図表

資料2 翻訳

「オーストリア自由党現行綱領 (Das Programm der Freiheitlichen Partei Österreichs)」

「オーストリア未来同盟現行綱領 (Bündnispositionen)」

参考文献

はじめに——本論文のねらいと研究動向

第二次世界大戦が終結して六〇年が経過した。この世界大戦によって、世界の多くの人々が様々な形で戦争の犠牲となった。日本やドイツをはじめとして世界各国では、特定の人種や民族に対する差別と排除、隔離あるいはその絶滅を目指した政策が遂行された。こうした、自らとは異なる人種や民族に対する偏見と敵対的な態度の克服は、戦後の世界各国が目指すべき最も重要な政策領域の一つであった。そして世界の人々は、現在の政治的・経済的グローバルゼーション進展の中で、第二次大戦において目指されたような自国あるいは自民族の利益のみを追求することが、もはや不可能になっていることに気づいているはずであった。

それでは、自国や自民族を第一に考える偏狭なナショナリズムの克服が、現代世界で十分に進んでいると言えるのだろうか。より具体的には、その努力は、民主主義が比較的浸透しているヨーロッパ各国において十分なのであるか。殊に、第二次大戦の主たる原因国となったドイツおよびオーストリアにおいて、先の大戦に対してどのような自省的態度が示されたのかは、世界の重要な関心の的となりえよう。そして特に、オーストリアはアドルフ・ヒトラー生誕の地であり、その首都ウィーンは彼が青年時代を過ごした街であった。

戦後、ドイツ連邦共和国（西ドイツ）では、公職から元ナチ党員を排除する「非ナチ化」が進められるとともに、ナチスが行った犯罪行為に対する深い反省と犠牲者への謝罪の念が明確に示された。敗戦後の混乱や社会主義陣営との対立が深まる中で、この「非ナチ化」政策は不十分なものにとどまったが、⁽¹⁾それでもなお、西ドイツにおけるこうした「過去の克服」は、「過去の犯罪行為や不正の事実を認め、それに真正面から向き合おうとする立場」に基づいて、⁽²⁾「過去の問題を過ぎ去ったものとはせず、つねに現在の問題として取り組む」ことであつたと判断できる。この「過去

の克服」に向けた取り組みは、東欧諸国との和解を目指して「東方政策」を進めたヴィリー・ブランド首相が一九七〇年にワルシャワ・ゲットーの記念碑前で跪き、頭を垂れたこと、そして一九八五年にリヒャルト・フォン・ヴァイツェッカー大統領が過去から目を背けることを強く戒める演説を行ったことによって印象づけられることとなった。⁽³⁾

また、オーストリアでも連合国の指示に従って「非ナチ化」政策が進められた。しかし西ドイツと同様に、オーストリアにおいても、この「非ナチ化」が徹底されることはなかった。東西冷戦対立の先鋭化によって「反ナチ」的態度よりも「反共」が重視されるようになるとともに、一大政党であるオーストリア社会党 (Sozialistische Partei Österreichs (SPÖ))⁽⁴⁾ とオーストリア国民党 (Österreichische Volkspartei (ÖVP)) には、かつてのナチ党員がその幹部、党員ないし投票者という形で統合されていた。そのため、「国家と社会からのナチ党支持者の排除」を目的とした「非ナチ化」は、「その規模や行政機関、官僚組織内での経緯からみて失敗に終わったと判断される」状況にあり、この政策が「かつてのナチ党メンバーの大多数に、深く染みついたイデオロギー的観念、偏見、行動様式から「身を清めさせる」ことは不可能であった」とも評価されている。⁽⁵⁾

それに加えて、戦後オーストリアの歴史認識が西ドイツの場合と大きく異なる点として、「犠牲者テーゼ」の存在を指摘しなければならない。オーストリアでは公式に、第二次世界大戦における加害者としての側面よりも被害者としての側面が強調されていた。一九三八年、ナチス・ドイツはオーストリアへ軍を進め、同国をオストマルクとして併合した。それに対して、オーストリア国内の反ナチス抵抗運動激励を目的として一九四三年に発表されたイギリス、ソ連、アメリカによるモスクワ宣言では、オーストリアはナチス・ドイツによる侵略の「最初の犠牲者」であるとの見解が示された。この「犠牲者テーゼ」に基づいて一九四五年四月二七日に臨時政府首相カール・レンナーの下で発表された独立宣言において、一九三八年の併合は「外からの軍事的脅迫とナチ・ファシスト的少数派 (nazifaschistische

Minderheit) の反逆的テロを通じて着手され、無防備の国家指導部に強要され、最終的には国家を軍事的に戦時占領することによって頼るもののないオーストリア国民に強いられた事実」であると指摘され、その第二条で「一九三八年にオーストリア国民に強制された併合は無効である」と声明された。⁽⁶⁾ 国内ではこの宣言に従って、オーストリアは一九三八年に暴力的に占領され、一九四五年に国内抵抗運動と連合国によって解放されたのであり、その期間は外国の支配下にあったと認識されることになった。戦後オーストリア政府は、大統領クルト・ヴァルトハイムとナチスの関係が明らかとなった一九八〇年代まで、ナチスへの抵抗者、被害者の視点に立つこのテーゼを公式見解としていた。⁽⁷⁾

とはいえ、オーストリアは戦後冷戦体制下、国際的に重要な政治的地位を占めてきたと言える。一九五五年の国家条約締結によって完全な独立を回復したオーストリアは、自国の独立と領土の不可侵性維持を目的とし、外国の軍事基地を国内に置かないことを明確にした永世中立を宣言した。⁽⁸⁾ そしてその後、国内に多くの国際機関を積極的に受け入れるとともに、国際会議の開催や紛争の調停を通じて「国際社会に「仲介」を提供すること」によって外交上活発な活動を展開してきた。⁽⁹⁾

ドイツ、オーストリア両国において、ナチズムの過去を克服する取り組みに不十分な点があったことは否定できないだろう。しかしそれでもなお、ドイツにおけるそれは国際社会から一定の評価を受け、EUの中心的メンバーとして同国はヨーロッパの安定と発展に寄与してきた。またオーストリアも、永世中立を国是とし、国際平和に積極的に関わっている。両国は、両大戦間期とは異なるその安定した民主主義体制を基礎として、国際社会において一定の地位を築いてきたと言えるよう。

さらに戦後のヨーロッパでは、統合の進展によってヨーロッパ諸国間の戦争は不可能となった。そして、ヨーロッ

パ各国では民主主義が相対的に定着し、協調体制の下で連邦国家化への歩を進めている。しかしその一方で、現代のヨーロッパでは「極右主義」と評価される政党が各国でその勢力を拡大している。⁽¹⁰⁾二〇〇二年四月のフランス大統領選挙では、国民戦線 (Front National (FN)) のジャンマリ・ルペン党首が第二回投票に進み、その投票結果に世界中が注目した。同年にオランダでは、極右政治家ピム・フォルトアインが暗殺された直後の国政選挙で彼が率いていたリステ・ピム・フォルトアイン (Liste Pim Fortuyn (LPF)) が台頭し、同党は政権に参加した。

またドイツでは、一九八九年に共和党 (Die Republikaner) が西ベルリン市議会とヨーロッパ議会に進出し、ドイツ民族同盟 (Deutsche Volksunion (DVU)) も一九九一年のブレーメン市議会選挙や翌年のシュレースヴィヒ・ホルシュタイン州議会選挙で議席を獲得した。これら極右政党の議会進出と並んで、ドイツ国内では外国人に対する暴力事件が頻発し、国際社会が注目する事態となった。⁽¹¹⁾

そしてオーストリアでは、一九九九年にイエルク・ハイダー (Jörg Haider) 率いるオーストリア自由党 (Freiheitliche Partei Österreichs (FPÖ)) が国民議会選挙で第二党となり、連邦レベルで連立政権に参加した。このためオーストリア政府の動向は諸外国から強く警戒され、同国を除くEU加盟一四カ国からはオーストリアに対して外交的制裁が加えられた。⁽¹²⁾

こうしたヨーロッパの極右政党の台頭現象は、一九八〇年代半ば以降に顕著となっている。山口定は、この時期のヨーロッパにおける新たな時代状況の特色として次の五点を挙げている。(1)石油ショック以降の失業問題の長期化と構造化、(2)外国人労働者・難民問題、(3)ヨーロッパ統合の進展による新たなアイデンティティをめぐる対立、(4)戦後民主主義が時代の変化に対応できない状況、(5)冷戦終結による若者たちの精神的空白。これらの緊張要因の相互結合が、現代の極右勢力台頭の要因になっていると考えられる。⁽¹³⁾この視点からすれば、ヨーロッパ各国における極右政党

に対する支持の増大が、F P Öの勢力拡大現象と関連性を有することも確かであろう。ヨーロッパの極右政党に共通した政治的テーマは、EUの統合進展とその拡大への抵抗や、それと関連した外国人の「流入」に対する国民の不安と不満の扇動、既成の政治体制と政治勢力に対する批判などである。こうした主張はナショナリズムと密接に結びつき、ポピュリスト的手法によって大衆に広められている。⁽¹⁴⁾

F P Öもまた、当初オーストリアのEU加盟に反対し、一九九五年の加盟後はその統合進展の動きに反対している。さらにEUの東方拡大に関しても、例えばチェコに対しては、同国のテメリン原発の危険性を指摘して、EU加盟を支持する勢力を牽制してきた。また、一九九三年には「オーストリアを第一に」というスローガンの下で展開された「外国人制限国民請願」を主導して、外国人に敵対的な主張を展開し、国民のナショナリズム感情を煽った。そして一九九四年には、オーストリアのEU加盟に対する国民投票で加盟反対の論陣を張り、F P Ö支持者とは同一でないとしても有効投票の約三分の一の賛同を得た。⁽¹⁵⁾

それとともに、F P Öが既成の政治体制と政党も批判の対象として、現状に不満な国民の支持を獲得しようとしていることも重要である。⁽¹⁶⁾ 戦後オーストリアでは、S P ÖとÖ V Pの既成二大政党を中心とした「協調民主主義」(Konkordanzdemokratie) 体制の下で、両大政党が直近の国民議会選挙の票の配分に応じた比率で公的部門の地位を比例配分する、いわゆる「プロポルツ体制」が定着してきた。F P Öはその結党以来、二大政党を中心とした利益配分システムであるプロポルツ体制を一貫して批判し続け、ハイダーが党首に就任して以降は特にその批判を強めている。⁽¹⁷⁾

オーストリア国民議会選挙におけるF P Öの得票率は、一九六二年選挙で七・〇%を獲得して以降、一九八三年選挙まで五〜六%で推移していた。党勢拡大が見られたのは、ハイダーが党首に就任した一九八六年以降の選挙であった。F P Öの国民議会選挙における得票率は、一九八六年の九・七%から一六・六% (一九九〇年)、二二・五% (一九九四

年)と増加を続け、一九九五年には二一・五%と微減したものの(得票数は一九九四年に対して約一八〇〇〇票増加した)、一九九九年には二六・九%を獲得し、伝統的大政党の一方であるÖVPを四一五票の差でおさえて戦後初めて第二党となった。⁽¹⁸⁾この時点では、オーストリアはSPÖとÖVPの二つの大政党を中心として連邦政府が運営される時代から、それらにFPÖ、最近安定した集票力を示す緑の党を加えた四党が並立し、競合する時代に入ったと言える。

すでに述べたように、現代の極右勢力台頭はヨーロッパ各国に共通した現象である。と同時に、ヨーロッパ諸国が共通している問題に、各国に特有の問題が複雑に関連してそれぞれの極右政党はその勢力を拡大している。したがってFPÖ分析に関しても、発達した資本主義諸国に共通した視点と一国的特性の視点という両面からの把握に努めることが必要である。その上で、同党を極右主義的傾向を持つポピュリズム政党として位置づけることによって、世紀転換期の発達した資本主義諸国における極右勢力の台頭傾向への理解が深められよう。

台頭期のFPÖに関する研究はオーストリアを中心に目下進行中であり、すでに同党の形成過程も含めて重要ないくつかの点が解明されている。その研究動向を、ここでは特徴的な三点に分けてまとめてみたい。

まず第一に、FPÖの極右主義的傾向に関してである。同党の母体である独立者同盟(Verband der Unabhängigen (VDU))は、かつてのナチ党員の受け皿政党として結成され、ナショナルな主張を展開していた。FPÖはその主張を受け継ぎ、結党以来一貫して極右主義的思想を保持し続けている。しかし戦後の国民議会選挙ではFPÖに多くの支持が集まることはなく、同党はSPÖ、ÖVP両党によって政治的に排除されていた。そうした状況から脱却するため、FPÖは党綱領に変更を加え、自らのリベラルな性格を強調しようとした。さらに一九八六年にハイダーが連邦総裁に選出されて以降、FPÖは彼の強い指導の下でナショナリズムとポピュリズムを結合させた戦略によって勢

力拡大を図った。⁽¹⁹⁾

第二に、党リーダーとしてFPÖに強い影響を与えてきたハイダーの思想と政治スタイルに関してである。彼は元ナチ党員の両親の下に生まれ、早くからその外国人に敵対的な思想を明らかにしていた。そしてハイダーは、彼のナシヨナリズムに依拠した主張を支持する党員に支えられ、一九八六年に連邦総裁に就任した。ハイダーが党内権力を掌握して以降、FPÖは彼によって権威主義的指導者政党へと転換された。また党外に対しては、彼は反ユダヤ主義やドイツナシヨナリズムを基盤とした主張を展開している。そして、オーストリア国内に居住する外国人の増加や失業者の増大といった問題を取り上げて、国民の不安と不満を煽っている。こうしたハイダーの思想と政治スタイルは、FPÖの他の政治家においても共有されている。⁽²⁰⁾

第三に、国民議会を中心とした選挙結果の分析に関してである。一九八六年以降、ハイダー指導下のFPÖはその勢力拡大のために、既成の政治・社会体制やオーストリアを取り巻く国際情勢の変化に対する国民の不安と不満を利用してきた。対外的問題としては、同党は外国人のオーストリア国内への「流入」やEUの統合進展を取り上げ、それらに反対の態度を示した。また、国内的にはオーストリアに独特の協調民主主義体制に対する批判を展開し、とりわけその中心的アクターであるSPÖ、ÖVPの二大政党を主要な攻撃対象としてきた。そのため、一九八六年以降のFPÖ投票者層の分析において、主要な投票動機として同党の抗議政党的性格ないし「改革者としてのイメージ」が強調される傾向があることは見逃せない。⁽²¹⁾

FPÖに対する目下進行中の研究動向にはこうした成果が指摘できるものの、なおいくつかの解明を必要とする重要な研究課題が残されている。それは第一に、一九八六年以降のFPÖ台頭の過程で、オーストリア国内世論がナシヨナリズムに肯定的態度を示すとともに排外主義的主張に共感し、全体として右傾化したのかどうかという点である。

第二に、第一の点と関連して、FPOの極右主義的要素がその台頭過程にどのような影響を与えているのかという点である。そして第三に、発達した資本主義諸国での極右政党の台頭傾向が、現代社会のどのような変化を表しているのかという点である。⁽²²⁾

既成の研究成果とその際に明らかになった解明必要な課題を前提としつつ、本論文は二〇世紀末のFPO台頭要因と政権参加後のFPOの動向分析を通して、同党の極右主義的特徴をより多面的に把握することをねらいとしている。その際、FPOに強い影響力を保持してきたハイダーの担った役割が分析の中心的な対象となる。

本論文の構成については、まず第一章「極右政党の定義」では、第一節で「極右主義」について定義するとともに、FPO分析に欠かすことのできないポピュリズム概念についても第二節で明確にしたい。

第二章「FPOの綱領的性格」では、FPOの党綱領に内在する極右主義的傾向を内容的に明らかにした。ハイダーの影響を強く受けた現行綱領は一九九七年に制定されているため、まず第一節において一九九七年以前の党綱領について分析した。そして第二節では、現行のリンツ綱領におけるその極右主義的傾向を立ち入って検討しようとした。

第三章「FPOの政党的特徴——ハイダーの役割を中心に」では、現在のFPOの政党的特徴を、ハイダーが同党に与えた強い影響を中心として把握しようとした。その際、第一節で思想的特徴、第二節で政治スタイルとその組織的特色、第三節で一九八六年以降のFPOの台頭要因について検討するという形をとった。

そして第四章「一九九九年国民議会選挙」では、FPOが国民議会第二党に躍進した選挙である一九九九年選挙について、第一節でFPOの選挙戦とその政策について他党の反応も含めて検討し、第二節で選挙結果に対する各党や国際社会の対応およびFPO躍進の要因を明らかにしようとした。

そして第五章「ÖVP/FPO連立政権」では、まず第一節において二〇〇〇年に成立したÖVP/FPO連立政

権に対してF.P.Öが与えた影響を中心に検討した。また第二節では、F.P.Öが前回選挙と比較して大幅に得票率を低下させた二〇〇〇年選挙について、その選挙戦とF.P.Ö後退要因を明らかにしようとした。

最後に、まとめの部分では、本論文で何が説明されたのか、そして何が課題として残されているのかを簡単に示したい。

注

(1) 平島健司『ドイツ現代政治』(東京大学出版会 一九九四年)一五頁および二二七頁、佐藤健生「第三帝国と『過去の克服』」(望田幸男、三宅正樹編『新版 概説ドイツ史 現代ドイツの歴史的理解』有斐閣選書 一九九二年第一章収録)一九〇頁、三宅正樹「東西ドイツの分裂」(望田、三宅編前掲書第二章収録)二二七―二二八頁。

(2) 佐藤前掲書一八六頁。

(3) 一九八五年にドイツ連邦議会で行われたヴァイツゼッカーの演説内容については、『荒れ野の40年 ヴァイツゼッカー大統領演説』(岩波ブックレット 一九八六年)参照。有名な「過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります」という発言以外に、ヴァイツゼッカーは「罪の有無、老幼を問わず、われわれ全員が過去を引き受けねばなりません。全員が過去からの帰結に関わり合っており、過去に対する責任を負わされているのであります」と述べ、戦後世代の「戦争責任」についても言及している。同書一六頁。こうしたドイツの「過去の克服」は、日本では自国の戦争責任、戦後責任の果たし方との対比において注目されてきた。周辺諸国との関係改善を成し遂げてきたドイツの戦後の取り組みは、日本とアジア各国の今後の良好な関係構築へ向けて十分に参考になると考えられる。この戦後の両国の取り組みを比較した文献としては、例えば栗屋憲太郎、田中宏、三島憲一、広瀬清吾、望田幸男、山口定『戦争責任・戦後責任：日本とドイツはどう違うか』(朝日選書 一九九四年)参照。

(4) オーストリア社会党は、組織やイデオロギーの面で社会の変化に対応するため自己改革を行い、一九九一年にはその党名をオーストリア社会民主党(Sozialdemokratische Partei Österreichs)へと変更した。なお、略称である「S.P.Ö」はこの党名変更後も維持されている。S.P.Öの歴史や組織構造、イデオロギーについてはKahl Ucar, Die Sozialdemokratische Partei Österreichs, in: Herbert Dachs, Peter Gerlich, Herbert Gottweis, Franz Horner, Helmut Kramer, Volkmar Lauber, Wolfgang C. Müller,

Emmerich Tálos (Hg.), Handbuch des politischen Systems Österreichs. Die Zweite Republik. Wien, 1997. S.248-264などについて概観する。

- (5) Brigitte Bailer-Galanda, Wilhelm Lasek, Wolfgang Neugebauer, Politischer Extremismus (Rechtsextremismus). in: Dachs u. a. (Hg.), a.a.O. S.333.

- (6) Staatsgesetzblatt für die Republik Österreich. Ausgegeben am 1. Mai 1945. リンツ大学オーストリア・ドイツ法制史研究所ホームページ <http://www.rechtsgeschichte.jku.at/> 参照。この独立宣言は一九四三年のモスクワ宣言の、「イギリス、ソヴィエト、アメリカの政府は、ヒトラーの侵略の犠牲となった最初の自由な国家であるオーストリアがドイツの支配から解放されなければならない」との内容で一致した。三カ国政府は、オーストリアが一九三八年三月一五日にドイツによって強制された併合を無効と見なしている。三カ国政府は自由なオーストリアが再建され、それによってオーストリア人自身に、類似の問題に直面する他の隣国と全く同様に、永続的な平和の唯一の基礎である政治的、経済的安定を見いだす可能性が与えられることへの期待を表明する」との部分重視している。

- (7) Heidemarie Uhl, Das "erste Opfer". Der österreichische Opfermythos und seine Transformationen in der Zweiten Republik. in: Österreichische Zeitschrift für Politikwissenschaft 2001/1. S.21-198。年代半ばまでの戦後オーストリアの歴史教科書の記述について分析した近藤孝弘は、教科書中の記述が犠牲者テーゼに基づいており、第二次世界大戦の「加害者としてのオーストリア人」という理解が明確に打ち出されること「がなかったことを指摘している。近藤孝弘『自国史の行方 オーストリアの歴史政策』(名古屋大学出版会 二〇〇一年)一〇六頁。また、近藤孝弘「オーストリアの犠牲者神話とドイツ国際歴史教科書対話——両国における現代史教育をめぐって——」(『東欧史研究』二四号 二〇〇二年収録)も参照。

- (8) Bundesverfassungsgesetz vom 26. Oktober 1955 über die Neutralität Österreichs. オーストリア国防省のホームページ <http://www.bmlv.gv.at/index.shtml> 参照。

- (9) ヘルムート・クラマー「外交政策」(フオルクマール・ラウバー編(須藤博忠訳)『現代オーストリアの政治』信山社 一九九七年第六章収録)二二七頁。

- (10) ヨーロッパ各国のポピュリスト的極右主義政治家について広く取り上げた文献としては、Hans-Henning Scharach, Rückwärts nach rechts. Europas Populisten. Wien, 2002を参照。同書においてシャルザッハは「イタリアの首相ベルルスコーニについても取り上げている」。

- (11) これらドイツにおける極右現象に関しては、邦語文献も多く発表されているが、このテーマを直接的に取り扱った著書に限定しても、例えば望田幸男『ネオナチのドイツを読む』（新日本出版社 一九九四年）、仲井斌『現代ドイツの試練——政治・社会の深層を読む』（岩波書店 一九九四年）、田村光彰『改定新版 統一ドイツの苦悩 外国人襲撃と共生のはざま』（技術と人間 一九九七年）、田村光彰『ドイツ 二つの過去』（技術と人間 一九九八年）などが挙げられる。また、東原正明『現代ドイツの極右現象——その特徴と背景——』（北海学園大学大学院『法学研究科論集』創刊号収録）も参照。
- (12) FPÖの連邦レベルでの政権参加に伴うEU諸国のオーストリアに対する外交制裁については、さしあたりMargaretha Kopernig, Christoph Kotanko, Eine europäische Affäre. Der Weissen-Bericht und die Sanktionen gegen Österreich. Wien, 2000' Wolfgang Böhm, Otmir Lahodinsky, Der Österreich-Komplex. Ein Land im Selbstzweifel. Wien, 2001を参照。
- (13) 山口定、高橋進編『ヨーロッパ新右翼』（朝日選書 一九九八年）三二—三三頁。同書はオーストリアを始め、ドイツやフランスなどのヨーロッパ各国の極右現象を幅広くとらえており有益である。
- (14) ヨーロッパ各国の極右主義と結びついたポピュリズムに関する研究としては、たとえば、Frank Decker, Der neue Rechtspopulismus. Opladen, 2004およびFrank Decker, Parteien unter Druck. Der neue Rechtspopulismus in den westlichen Demokratien. Opladen, 2000参照。
- (15) Der Standard, 13. Juni 1994, Die Presse, 13. Juni 1994.
- (16) 山口定はファシズム思想の特性の一つとして「既成の伝統的支配体制のかなり思い切った——しかし権威主義的な——再編成を求めることにある」と指摘している。山口定『ファシズム』（有斐閣選書 一九七九年）二四頁。
- (17) 協調民主主義やSPÖ、ÖVPの大連立政権については、高橋進「大連合体制とデモクラシー——オーストリアの経験——」（篠原一編『連合政治II』岩波現代選書 一九八四年収録）参照。また、オーストリアの政治全般に関しては、Herbert Dachs u.a. (Hg.), Handbuch des politischen Systems Österreichs. Die Zweite Republik. Wien, 1997が詳しい。邦語文献としては、フォルクマール・ラウバー編（須藤博忠訳）『現代オーストリアの政治』（信山社 一九九七年）、大西健夫、酒井晨史編『オーストリア 永世中立国際国家』（早稲田大学出版部 一九九六年）が挙げられる。そしてハプスブルク帝国期以降のオーストリアの歴史に関しては、矢田俊隆、田口晃『オーストリア・スイス現代史』（山川出版社 一九八四年）が有益である。
- (18) ハイダーは、一九八六年九月にインスブルックで開かれた連邦党大会でFPÖ総裁に選出された。Hans-Henning Scharlach, Haider's Kampf. Wien, 1992. S.35. 一方、国民議会選挙は同年十一月二三日に行われた。また、一九九九年選挙で第一党になったに

も関わらずÖVP/FPO連立政権成立のために野党となったSPÖの同選挙での得票率は二三・二%であった。Statistik Austria (Hg.), Statistisches Jahrbuch 2004. Wien, 2004.なお、オーストリアの連邦レベルの選挙結果についてインターネットで検索する場合などは、Statistik Austriaのホームページへ<http://www.statistik.at/index.shtml/> およびオーストリア内務省のホームページへ<http://www.bmi.gv.at/>を訪ねればよい。

- (6) Dokumentationsarchiv des österreichischen Widerstandes (Hg.), Handbuch des österreichischen Rechtsextremismus. Aktualisierte und erweiterte Neuauflage. Wien, 1996.同書はナチズム期のオーストリアにおける抵抗運動を中心として調査・研究するオーストリア抵抗文書館(DÖW)によって編集され、戦後オーストリアの極右主義勢力について、その思想や組織、活動について詳細に分析している。特に、同書に収録してある論文においてバイラーとノイゲバウアーは、FPOの極右主義的傾向を明確にしている。Brigitte Bailer, Wolfgang Neugebauer, Die FPÖ: Vom Liberalismus zum Rechtsextremismus. in: Dokumentationsarchiv des österreichischen Widerstandes (Hg.), a.a.O.およびバイラーとノイゲバウアーは、オーストリア国内に存在する様々な極右集団について細部にわたって検討し、FPOと関係の深い集団が多く存在していることも明らかにしている。Bailer, Neugebauer, Rechtsextreme Verein, Parteien, Zeitschriften, informelle/illegale Gruppen. in: Dokumentationsarchiv des österreichischen Widerstandes (Hg.), a.a.O.またルターは、FPOの極右主義的性格をその組織と綱領の歴史的発展を中心に検討し、現行綱領の前の綱領である一九八五年ザルツブルク綱領まで、同党が一貫して極右主義的傾向を保持していることを指摘している。Kurt Richard Luther, Die Freiheitlichen (F). in: Herbert Dachs u.a. (Hg.), a.a.O.加えて、ザルツブルク綱領成立以前のFPOについて分析した研究としてErich Reiter, Programm und Programmentwicklung der FPÖ. Wien, 1982を挙げる。

- (20) Brigitte Bailer-Galanda, Wolfgang Neugebauer, Haider und die Freiheitlichen in Österreich. Berlin, 1997.同書はかつてバイラーとノイゲバウアーは、ハイダーがFPOに与えた影響を中心として分析を行っている。また、シェーフリングはインタビュや報道を元にして一九九九年前半までのハイダーの動向を紹介している。Christa Zöchling, Haider. Licht und Schatten einer Karriere. Wien, 1999参照。およびシャルザハは、人種主義やナショナリズム、スケープゴートの設定といったハイダーの思想的・戦術的特徴や個性を検証した。Hans-Henning Scharlach, Haider's Kampf. Wien, 1992. Hans-Henning Scharlach, Kurt Kuch, Haider. Schatten über Europa. Köln, 2000.

- (15) Fritz Plasser, Peter A. Ullram, Rechtspopulistische Resonanzen. Die Wählerschaft der FPÖ. in: Fritz Plasser, Peter A. Ullram, Franz Sommer (Hg.), Das österreichische Wahlverhalten. Wien, 2000.ハインシャーとウルラムは、FPO投票者層がハイダーと

人物に魅力を感じ、同党がオーストリアを改革するのではないかという期待を持っていたということを示した。さらに、プラッサー、ウルラム、ゾンマーは、一九九九年国民議会選挙の際の各政党の支持層比較を行い、選挙のたびに投票する政党を変える変更投票者(Wechselwähler)の存在にも注目している。Fritz Plasser, Peter A. Ullram, Franz Sommer, Nationalratswahl 1999: Transformationen des österreichischen Wahlverhaltens. in: Andreas Khol, Günther Ofner, Günther Burkert-Dottolo, Stefan Karner (Hg.), Österreichisches Jahrbuch für Politik 1999. Wien 2000.

(22) FPÖに関する日本国内の研究文献としては以下のものが挙げられる(年代順)。しかし、ドイツの極右現象に関する研究と比較して同党研究は極めて少ない。

1. 森光昭「極右主義とオーストリア自由党」(熊本大学教養部『熊本大学教養部紀要 外国語・外国文学編』第三二号 一九九七年収録)。この論文において森は、ハイダー指導下のFPÖについてその勢力拡大過程を概観している。

2. 村松恵二「オーストリアの新右翼——「合意民主主義」の危機とオーストリア自由党の躍進」(山口、高橋前掲書第四章収録)。同党を総合的に分析した一九九八年のこの論文において村松は、「オーストリア自由党は、近年勢力伸張の著しいいわゆる「ヨーロッパ新右翼」勢力の中で、もつとも政権に接近している政党である」、「新たな組み合わせによる新政権の可能性も高まっている」と予測していた。

3. 馬場優「ハイダー自由党とオーストリア——一九九九年総選挙を振り返って——」(大阪市立大学『法学雑誌』第四七巻第二号二〇〇〇年収録)。馬場は、一九九九年国民議会選挙におけるオーストリア自由党の主張と選挙結果に焦点を当てている。

4. 増谷英樹「オーストリアの戦争責任問題とハイダーの生い立ち」(『戦争責任研究』第三二号 二〇〇一年収録)。増谷は、戦後オーストリアで主張された「オーストリアはヒトラーによる侵略の最初の犠牲者である」との「犠牲者神話」を基軸としてFPÖとハイダーの生い立ちを跡付けている。

5. 佐藤信行「転換に次ぐ実験へ オーストリア」(拓殖大学海外事情研究所『海外事情』二〇〇二年一〇月号収録)。佐藤は、政権参加後のFPÖ内紛と支持率低下から、ハイダーの影響力低下を予測している。

なお、一九九九年国民議会選挙でのFPÖの躍進以降、いくつかの雑誌レポートがなされているが、詳しくは最終回の参考文献で提示する。

第一章 極右政党の定義

ハイダーや彼の指導するFPOをどのように規定するかは、彼らの政治的役割を評価する上で核心的な問題である。現代の民主主義体制下における多様な政治勢力の中で、彼らをどのように定義づけすれば良いのだろうか。ナショナリズムや排外主義を唱えるFPOや彼らと共通する主張を展開する他国の政党は、これまで様々な用語を用いて定義されてきた⁽¹⁾。この状況に関してC・ブッターヴェッゲは、「様々な概念が使用されており、何よりも外国人敵対性(Ausländer- bzw. Fremdenfeindlichkeit)」、人種主義(Rassismus)、民族中心主義(Ethnozentrismus)、極右主義(Rechtsextremismus)、右翼過激主義(Rechtsradikalismus)、右翼ポピュリズム(Rechtspopulismus)、ネオナチズムあるいはネオファシズムといった一般に浸透している名称の内容を明らかにし、明確に区別する必要がある」と指摘している⁽²⁾。さらにA・プファールトラウクバーも、様々な名称が混同して使用され、概念の混乱がもたらされると分析している⁽³⁾。

近年、日本ではFPOやフランスのFNらの政党や政治運動を把握するために、「新右翼」あるいは「新しい右翼」という概念が示されている。山口定は、「六〇年代以降徐々に顕在化し、八〇年代中葉以降に脚光を浴びることになったヨーロッパの新しい右翼現象の総称」として「ヨーロッパ新右翼」概念を提起している。彼は、この「ヨーロッパ新右翼」を「八〇年代中葉以降のヨーロッパで台頭した右翼運動の中で、なお残存していないとは言えない伝統主義的な「右翼」とはもちろんのこと、今でははっきりと「古い右翼」に仲間入りしつつある「ネオ・ファシズム」、「ネオ・ナチズム」諸運動とも区別される、様々の「新しい右翼」運動⁽⁴⁾であるとし、「新しい右翼」は「世代構成、価値観、行動様式、支持基盤においてこれまでの右翼勢力とはかなり性格を異にする」と指摘している⁽⁴⁾。

一方ヨーロッパでは、「新右翼 (Neue Rechte)」にはやや限定的な定義がなされている。この場合新右翼は、「特にヴァイマル共和国における保守革命の思想を重視し、政治的な支配権掌握の準備段階として「文化的ヘゲモニー」を獲得すること」⁽⁵⁾を目的とした知識人の活動であると判断されている。⁽⁶⁾そして彼らは、固定的な組織や政党ではなく、多数の個人や政治的活動、出版活動からなる緩やかなネットワークを形成している。⁽⁷⁾この知的活動としての新右翼は、W・ゲッセンハルターによれば「民主的な保守主義と明らかな極右主義の間のイデオロギー的、人的、組織的蝶番 (Scharnier)」の役割を果たしている⁽⁸⁾とされる。

本論文では、ハイダーやFPÖを極右主義概念とポピュリズム (Populismus) 概念を用いて規定する。この極右主義とポピュリズムという両概念をいかに位置づけるかという点に関連して、ハイダーとFPÖの立場に関する評価は、彼が党内権力を掌握した一九八六年以降分かれていた。しかし、ポピュリズム概念は政治を仲介する方法に関する評価であり、極右主義概念は政策内容を評価するためのカテゴリーである。したがって、ハイダーとFPÖに関しては、極右主義的方向づけを持ったポピュリストあるいはポピュリズム的極右政党という定義が適切である。⁽⁹⁾そのため本章では極右主義及びポピュリズムに関して、オーストリアとドイツの場合を具体的な対象としてその特徴点を指摘したい。

なお、ハイダーやFPÖのように極端なナショナリズムあるいは外国人敵対性といった主張を展開する勢力に対しては「ネオナチズム」という評価がなされる場合もある。⁽¹⁰⁾そのため、まずこの「ネオナチ」概念について規定しよう。「ネオナチ」概念は、FPÖらに反対する勢力によって用いられている。この概念を用いることによって、そうした政党の主張と負のイメージを背負っているナチスの主張との共通性が強調され、結果としてその政党の性格はナチズムに結びついて限定的に捉えられることになるだろう。そのため、彼らの主張は特にナチズムとの連続線上で理解さ

れることになる。

しかし、かつてナチスが台頭し政権を掌握した時期と現代ではその政治的・社会的条件や国際環境が大きく変化しており、それを無視しては現代のオーストリアやドイツ、ヨーロッパが抱える諸問題を十分に捉えることはできない。H・シェツヒによれば、「ネオナチ」概念は「ドイツ・ナショナリズムの歴史学的連続性」にのみ焦点を当てているために問題設定を狭くしすぎており、この概念では、右翼的刊行物の中に見られる外国人排斥や民主主義とは敵対するような暴力的潮流を包括することができない⁽¹¹⁾のである。本章第一節では「極右主義」概念について定義を行うが、以上のことから「ネオナチ」概念は、かつてのナチズムと結びつく、オーストリアやドイツを中心に見られる「極右主義」の一類型と位置づけられる⁽¹²⁾。

第一節 極右主義の構成要素

極右主義について規定する場合には、まず始めに急進主義 (Extremismus) に関して明確にする必要がある。それは、急進主義概念が極右主義及び極左主義の上位概念だからである。急進主義は、民主的な立憲国家に敵対的な観念や行動様式、組織、目的を保持している政治的イデオロギーである⁽¹³⁾。したがって急進主義は、人間の根本的平等や人権、立憲主義、多元主義そして代表制原理といった民主的な立憲国家の基本的前提条件を拒否しており、その対立概念として理解されうる⁽¹⁵⁾。この現存する民主主義体制を否定する政治的態度である急進主義は、その目標を達成するための手段としては暴力の行使も否定しない⁽¹⁶⁾。

そしてこの急進主義が人間の根本的な平等性を否定する思想であるならば、それは極右主義に分類される⁽¹⁷⁾。例えば

プファールトラウクバーは、極右主義を「伝統的な政治的右翼に分類されるイデオロギー的要素をともなった、反民主主義的見解と試みの総称」であると規定している。⁽¹⁸⁾したがって極右主義は、基本的には民主主義的な既存の政治体制を保守しようとするのではなく、その改変を目指す思想であると言える。⁽¹⁹⁾

この極右主義概念に関しては、様々な研究者がその明確化を試みている。極右主義的な態度をとる青少年について継続調査を行った社会学者のW・ハイトマイヤーらは、極右主義の基本要素として「不平等のイデオロギー」と「暴力の容認」を挙げている。⁽²⁰⁾彼らは、この「不平等のイデオロギー」が個人ないし集団の次元における不平等の存在を重視し、生活環境における排除を要求するという二つの次元から成り立つと指摘し、前者の次元では以下の特徴点を挙げている。それはナショナルあるいは民族的な自己の過大評価、人間の人種主義的な分類、生きるに値する命とそうではない命についての優生学的区別、社会生物学的に自然なヒエラルヒーが存在するとの主張、社会ダーウィニズム的な強者の権利の強調、「異質なことを許容しない全体主義的規範に関する肯定的理解、そして自集団の均質性と集団間の文化的差異の強調である。また、後者の次元では、外国人あるいは「異質な者」に対する社会的、経済的、文化的、法律的、政治的不平等な取り扱いが求められている。

またハイトマイヤーらは、極右主義者によって暴力が容認される背景として、社会の紛争を抑制する際の「通常の」行動形態として彼らに暴力が受け入れられている点を指摘し、その原因として合理的な議論の拒否、自らの存在を維持するための日常的な闘争状態の強調、社会的・政治的紛争に対する民主的な規制の拒否、権威主義的で軍事的な外縁形態と行動スタイルの強調を挙げている。ハイトマイヤーらによれば、これら二つの基本要素は極右主義的な行動様式において相互に補完しあう関係にあるとされる。⁽²¹⁾

彼らのこうした定義は、極右主義的な運動のイデオロギー的側面と行動形態の特徴をそれぞれ把握しようとしたも

のと言えよう。その際、彼らの分析対象が青少年の極右活動家であることから、比較的極右主義運動の特徴を明確化することに重点が置かれていると考えられる。その一方で、極右政党による過激な政治的要求は、極右現象の社会的な側面における暴力行為と関連があると考えられる。したがって、暴力行為とも結びつきうる極右主義イデオロギーのより詳細な概念整理が必要となる。

極右主義イデオロギーに関して、例えばO・W・ガブリエルは二つの要素があると主張する。第一に彼は、「極右主義的世界観の中心的要素には、ナショナリズムや民族中心主義、そして民族共同体観念の実体化が欠かせない」と述べている。そして、極右政党が選挙の際に国民の中に存在する外国人敵対性の動員を試みていること、そうした外国人敵対性が、極右政党にとつては「西ヨーロッパへの外国人の流入に対する国民の一部の防御反応である」と考えられていることを指摘している。⁽²²⁾ それとともにガブリエルは、第二の要素として「反体制的情動 (Antisystemafekt)」を挙げている。彼は、基本的には極右主義が、民主的な基本価値や秩序を拒否し、権威主義的な政治体制を支持していると判断している。⁽²³⁾

さらにJ・R・ヴィンクラーは、極右主義イデオロギーのメルクマールとして以下の三点を挙げている。それは攻撃的なナショナリズム、不平等のイデオロギー、反多元主義である。極右主義においては、不平等のイデオロギーの下で自由権や平等権が否認され、少数民族など自らの集団に属していない人々が不平等に取り扱われ、あるいは排除される。また、反多元主義的な思想の下では民主主義は否定され、民族中心主義イデオロギーと結びついた民族共同体が指向される。そしてヴィンクラーによれば、こうした極右主義イデオロギーの核となるのが攻撃的なナショナリズムである。この攻撃的なナショナリズムは、民族を基盤とし、自らの集団を他者の集団と比較して優れた存在であると見なしている点に特徴がある。⁽²⁴⁾

これらの指摘から、ナショナリズムは極右主義イデオロギーの中心的要素の一つであると考えられる。外国人敵対性や反民主主義的態度、暴力の容認といった様々な極右主義イデオロギーの基本要素は、ナショナリズムと密接に結びついて存在していると言えよう。そしてこのナショナリズムと関連して、極右主義イデオロギーは「自然な状態 (Natürlichkeit)」という原理と深く結びついている。この「自然な状態」という世界観は、極右主義のすべてのイデオロギー的要素に一貫して存在する「生物学中心主義 (Biologismus)」と緊密に関係しつつ、極右主義をイデオロギー的につなぎ止める役割を果たしている。⁽²⁵⁾

以上のことを前提として、ここでは極右主義に関して最も詳細な検討と分析を行ったと考えられるW・I・ホルツァーの定義を中心にして、そのイデオロギーの特徴を明らかにしたい。その際、彼の定義づけに基づいてオーストリアにおける極右主義概念の特徴を検討したB・バイラーとW・ノイゲバウアーによる分析枠組みを活用して、極右主義のメルクマールを整理することにする。

ホルツァーは、極右主義において「自然な状態」は理性に基づかない神話的なものであり、神によって与えられ、生物学的に承認された永遠の存在として理解されると指摘している。極右主義は、民族や人種を「自然に」選別することによって原理的な不平等に基づく社会と世界の秩序を求めており、この「自然の原理」を基礎として、不平等のイデオロギーは極右主義の世界観に導入されているのである。極右主義者は、自らを「自然な」ないしは「生物学的な」イデオロギーと結びつけて理解し、それを受け入れないすべての者を「反自然的」であると決めつけている。

そして、この原理を前提とするホルツァーの極右主義についてのメルクマールは、以下のようにまとめることができる。⁽²⁷⁾

(a) 個人と対置される民族共同体・集団

極右主義イデオロギーの中心的要素は「民族」である。極右主義者にとってこの「民族」は、有機的な組織体として、そして人類が組織化される上で最も重要な形態として理解される。民族は「歴史の主体」であり、その存在は永遠であつて「自然に区分されたカテゴリー」である。そして民族には、民族的・文化的アイデンティティや伝統的な生活のつながりを維持するための枠組みを提供する役割もある。そのため政治的・経済的なグローバリゼーションは、民族的なアイデンティティに対する脅威である。⁽²⁸⁾

したがって極右主義においては、グローバリゼーションに付随した事象もまた激しく拒否される。それは犯罪の国際化やエイズ患者の増大、麻薬取引の拡大といったグローバリゼーションの負の側面にとどまらない。近代文学や実験的音楽、抽象的芸術、学問の自由や言論の多様性もまた、極右主義者にとっては、諸民族の自然な生存基盤を無視した退廃的な現象と位置づけられるべきものである。そのため彼らは、現代の産業社会に対置する概念として、ヒエラルヒー的・家父長的な秩序である「民族共同体」の存在を強調する。極右主義では、この民族共同体は「自然な、ないしは有機的な所与の存在」であり、それに対して多元的な社会は「異常な」、「無機的な」、「人工的な」体制であるとされる。⁽²⁹⁾

さらに極右主義者にとって、民族共同体は個人に当然与えられるべき居場所として安心感を与えるが、それとともに個人としての存在は無価値なものとされ、個人には民族集団の義務が課される。そのため、個人が共同体に優先することを容認しようとする努力は「異常なこと」として攻撃の対象となる。⁽³⁰⁾そしてこうした民族共同体概念の下で、オーストリアの極右主義においてはドイツ民族が極めて重視される。彼らにとって民族共同体は、民族の成員相互の協調が重視され、社会的・政治的対立によってその安定が妨げられることのない秩序であると考えられる。この民族

共同体の成立は、ヒトラーが首相に就任した一九三三年以前から「ドイツナショナル」の勢力やナチ党によってすでに目指されていたものであった。⁽³¹⁾

(b) 国家と民主主義

極右主義にあつては、人工的秩序体としての政治社会には強力な指導者と権威主義的で強い国家が必要とされ、その社会には「真の民主主義」や民族的正統性が求められる。しかしながら極右主義者は、現代国家の民主主義的構造を改善するために民主主義体制を批判しているのではなく、それを破壊するために批判している。極右主義にとって国家機関や利益代表組織、政党は「非民主主義的」な存在であり、その民主主義的正統性は否定されなければならないものである。それとともに極右主義者は自らを、個別の利益を追求することのない、均質な「民族の希望」をよく理解している「真の民主主義者」として登場させる。⁽³²⁾

(c) 民族中心主義、民族多元主義 (Ethnopluralismus)

神話的であるとともに有機的で自然な存在であるとされる民族観念においては、自集団と相手集団を明確に区別して、自らを固定化した集団として規定する「我々感覚」は重要な位置を占めている。そしてこの「我々感覚」は、民族を極めて重視する極右主義イデオロギーにとって不可欠の要素である。「我々感覚」の下では、諸民族は異なる価値を持っているとされ、自民族をより高い地位に置こうとする意識が働く。そのため、こうした民族中心主義は、世界が「人種的あるいは民族的ヒエラルヒー」によつて構成されていることを前提としており、自集団の統合を強化し、様々な集団に対して等級づけを行うとともに、自集団に所属していない集団を排除する機能を果たすことになる。⁽³³⁾

そして民族中心主義は、相互に民族を隔離しようとする民族多元主義を導く。⁽³⁴⁾ この民族多元主義は、民主主義概念の基本要素である「多元主義 (Pluralismus)」と異なり、「生物学的に健全」な価値を有する自然な有機体として構成

される民族の秩序維持を極めて重視している。その際、民族的な「健全性」の保持とは生物学的で文化的な均質性を維持することであり、民族のいかなる混合も自集団に対する危険と見なされる。また、民族多元主義においては、移民の増加にともなう過度の外国人化は生物学的・文化的没落をもたらすと考えられるため、「民族的純粋性の原初状態を回復する」ことが必要となる。その結果として世界的規模でのアパルトヘイトが要求され、民族多元主義は「アジアはアジア人に、トルコはトルコ人に、オーストリアはオーストリア人に」という形で、かつてナチスが唱えた「生存圏 (Lebensraum)」の思想とも結びつきうる政治的機能を持つ。それとともに、民族多元主義的な主張において、過激な差別的表現は表面的には抑制的な表現へと転換される⁽³⁵⁾。そして、各民族が「先祖伝来の土地」にとどまらなければならぬという民族多元主義に基づく要求は、民族的に完結した統一⁽³⁶⁾ (ethnisch abgeschlossene Einheit) が存在しているかもしれないという観念を呼び覚ますことになる。

(d) スケープゴート探し、陰謀理論

社会や経済における諸問題の責任は、言語的あるいは宗教的少数派や体制側の政党の政治家、外国人などに押しつけられ、それらがスケープゴートとされる。また、自らを民族の意志の体现者であると考えている極右主義者は、自らに対する批判者を「民族の敵」であると判断する。こうした自己理解から、極右主義においては、政治的あるいは反ユダヤ主義的な「敵の像 (Feindbilder)」が構築され、社会や経済における様々な問題はこの「敵」の陰謀であると⁽³⁷⁾する陰謀理論が主張される。さらに、この陰謀理論は「敵」に対する自民族という二元論をもたらし、自民族内部への免責と統合の機能を果たす。

(e) 不平等のイデオロギー、人種主義

人種主義的態度は民族中心主義ないし民族多元主義に隠され、民族の非両立性 (民族的人種主義) ではなく文化の

非両立性（文化的人種主義）が主張される。そしてドイツ文化はナショナリズムによって強調され、より高い価値を与えられる。その際、ドイツ文化について詳細に定義されることがないままに、ドイツ文化と理解されうるものが明らかに存在するかもしれないという観念がもたらされる。⁽³⁸⁾

(f) (ドイツ) ナショナリズム

伝統的にオーストリアにおいては、極右主義者はドイツナショナリズムを信奉しており、彼らはオーストリア国民をドイツ民族の一部と理解している。⁽³⁹⁾ しかし戦後のオーストリアでは、一九五五年の国家条約によってドイツの合併を禁止され、永世中立が宣言されている。そしてオーストリア国民意識は、こうした戦後の独自の政治的・文化的歴史の中で形作られ、国民の中でオーストリア人としての集団的アイデンティティは統合力を増していった。その結果、ドイツナショナリズムやドイツ併合を求める思想は徐々に求心力を低下させてきており、現在ではドイツナショナリズムに基づくスローガンが国民の大きな支持を得ることはない。⁽⁴⁰⁾

そのためオーストリアの極右主義者は、このドイツナショナリズムに代えて新たに「オーストリア愛国主義」を主張している。この「オーストリア愛国主義」を主張することによって、極右主義者はオーストリア国民意識をドイツ民族や文化への所属性と結びつける機会を得ることになる。⁽⁴¹⁾ それとともに「オーストリア愛国主義」は、同じ民族に属していない人間すべてを排除するというドイツナショナリズムと同じ役割も果たしている。⁽⁴²⁾

(g) ナショナルな歴史観

極右主義イデオロギーのさらなる重要な要素は「ナショナル化された歴史観」であり、それはドイツナショナリズムから生じたものである。修正主義的な主張を展開する者によって、ホロコーストを始めとするナチスの暴力やナチズムの非人間的な主張は無害化もしくは否定されている。こうした主張は極右集団にとどまらず、メディアを通じて

広く大衆に流布された「ナチズムを正当化する議論」と共通の基盤を有するものであろう。そしてこのナショナルな歴史観では、民族は歴史を動かす主体として重視される。⁽⁴³⁾

この歴史観においては、「自然で民族的な文化や生活の形態」の神秘化が行われ、伝統的で農村的な生活環境や家長的な家族の構造、義務を果たすことを重視した価値観が求められる。そのため、「故郷への回帰」を促すために教育機関やメディアにおける伝統の保護育成が必要とされる。極右主義者はこうした民主主義定着以前の、調和的で争いがないと彼らが美化する田園的風景の存在を強調しており、彼らは歴史を自らの価値観に沿ってきわめて主観的に解釈し、その定着を図ろうとする。⁽⁴⁴⁾

(h) 暴力的政治スタイル

極右主義の政治スタイルは、潜在的に暴力に結びつきうる態度と実態としての暴力の正当化によって特徴づけられる。暴力を許容する態度は、政敵や他の思想に対しての言葉による激しい攻撃として表現されるが、さらに軍事的右翼やネオナチの例のように、過激な物理的暴力への移行もその傾向として指摘できる。⁽⁴⁵⁾

こうしたホルツァーの極右主義のメルクマールに関するバイラーとノイゲバウアーの整理の仕方は、オーストリアにおける極右主義の動向に強く結びつけられている。確かにドイツとの歴史的な関係やナチズムへの対応は、オーストリアの極右主義を分析する上で欠くことのできない問題であり、その点で、ドイツナショナリズムやナチズムに対してのオーストリア極右主義の態度に関する検討は必要不可欠であろう。しかしながら彼女らの整理では、むしろヨーロッパに広がる現代の極右現象を十分に把握できていないと考えられる。その点でプファールトラウクバーが主張するように、「極右主義の定義を意識的あるいは無意識的にナチズムに固定化することは、ドイツにおいてのみならずヨーロッパにおけるこの多様な政治勢力の近代化を無視している」のである。⁽⁴⁶⁾

そのため本論文では、オーストリア極右主義分析に重点を置くバイラーらの整理を十分念頭に置きつつ、プファールートラウクバーが提起した極右主義の四つのイデオロギー的要因に依拠することで、極右主義を定義したい。

(a) ナショナリズム

極右主義に典型的な、普遍的イデオロギー要素はナショナリズムである。極右主義者によって「過剰な」あるいは「民族的に (volkisch) 根拠付けられた」ナショナリズムが公言されており、ナショナリズムは自国民を他国民よりも優れた存在であるとする見解である。彼らにとって「ナツイオン (Nation)」は人権を超える最高の価値であるため、個人にとって第一義的な枠組みであり、他のすべての価値や利益はそれに従属させられる。そのためナショナリズムは、民主的な立憲国家に対抗する統合イデオロギーとして位置づけられる。

(b) 権威主義

権威主義も極右主義の典型的なメルクマールである。権威主義は社会的には服従することを望む国民が自ら服従しようとすることである。「服従のための服従」を意味し、政治的には国家を社会の上位に位置づけ、社会を一方的に支配するものと見なす国家理解を意味する。この関連で、全権を持って決定を下し、統治する「指導者」あるいは「強い男性」が求められる。

(c) 反多元主義

反多元主義において、個人や集団のための利益は政府や民族の一体性に無条件に隷属させられる。こうした状態は、極右主義においては、民族と国家が統一体として融合した自然な秩序と見なされる「民族共同体」イデオロギーにおいて具体化される。他方、個別の利益はこの統一体にとっての妨げとなるために拒否され、全体の利益に従属させられる。

(d) 不平等のイデオロギー

不平等のイデオロギーもまた極右主義にとって特徴的なイデオロギー要素であり、自らの集団に属していない人々の軽視や排除と密接な関係にある。しかしながらこの不平等のイデオロギーにおいては、人間の自然な違いが主張されることはなく、異なる民族的特徴を持った集団の権利が制限されることになる。それとともにこの観念の下で、人種主義や外国人敵対性をともなった自集団への過大評価、諸民族間には自然なヒエラルヒーが存在するとの主張、そして社会ダーウィニズムを用いた強者の権利の強調が展開される。したがって社会的な不平等の原因は遺伝的要素とされ、社会的行動の基礎として普遍的権利である人権は拒否される。

これら四つのイデオロギー的基本要素は、極右主義にとって不可欠の構成要素である。例えば、労働組合のような自主的利益団体を否定することで反多元主義は表現され、また、極右政党における党内民主主義の欠如によってその権威主義的体質が明らかになっている。そしてナショナリズムは、外国人を直接的に低く評価することなく「国民(Nation)」の価値を絶対化することによって、自集団に属していない者を言葉で侮辱することを通じて排外主義的な自己の過大評価によって、そして暴力的な手段を用いた外国人の追放あるいはその絶滅を要求することによって表現されている。⁽⁴⁷⁾

プファールトラウクバーの指摘したこの四つのメルクマールは、ヨーロッパ全体に関わる問題としての極右主義を定義する視点を有している。彼の定義にバイラーらのオーストリア極右主義に関するイデオロギーの整理を関連づけることで、FPOの極右主義的特徴は明確化されると考えられる。次節では、こうした極右主義のイデオロギー的要素を現実の政治に対応させるための手法としてのポピュリズムの定義づけを行う。それによって、FPOの活動形態がより一層明確になろう。

第二節 ポピュリズム

ポピュリズムは、政治的スピーチやアジェンション技術という点で、大衆と政治家、政党との相互作用に関連する幅広い概念であり、その対象は右翼にとどまらない⁽⁴⁸⁾。P・タッガートは、ポピュリズム概念は非常に幅広く様々な状況下で用いられており、「様々な時代に応じて、そして様々な場所に応じて変化を求める力であり、変化に抵抗する力でもあり、左翼の進歩的政策の所産でもあり、現体制を保全するための手段でもあり、そして極右と密接な関係を成すものでもあった」と指摘している⁽⁴⁹⁾。例えば一九世紀後半のアメリカにおける人民党 (the People's Party) やそれともなうポピュリズム運動、同じくロシアにおける啓蒙主義的なナロードニキ運動は、ポピュリズムの代表的事例として取り上げられよう。それらに対して、タッガートは現代西ヨーロッパにおけるポピュリズムを「新しいポピュリズム」と規定している。彼は、この「新しいポピュリズム」が、「極端な主張を展開する右派政党によって、特定の主要政党の支配と議会運営への反対の態度表明として政党システム内部で主張され、その際通常は特定の政治的リーダーと結びついている」と述べている⁽⁵⁰⁾。

本論文は極右政党 FPÖ を分析対象としており、ここでは、こうした「新しいポピュリズム」である、極右思想と結びつくポピュリズムについて定義づけを行おう。

例えば H・シャルザツハは、右翼思想と結びついた現代ヨーロッパのポピュリズムが「本質的な内容と戦略において権力掌握以前の台頭期のナチズムをモデルにしている」点を強調している⁽⁵¹⁾。そして彼は、ポピュリズム政党の一部はナチ党を参考に行っているだけでなく、その伝統を受け継いでいると判断している。ポピュリズムの指導者は有権者への訴えかけに際して極右主義的なイデオロギーを活用するが、その主張には有権者を動員するための効果的な

テーマを選択した結果として常に変化が生じる。こうしたことからシャルザツハは、ポピュリズムと極右主義は矛盾なく共存すると主張する。⁽⁵²⁾

また、H・ベッツは、過激な右翼ポピュリズム政党としてFPOの他に、フランスの国民戦線やベルギーのフラームス・ブロック (Vlaams Blok) を挙げながら、そのメルクマールを以下の三点にまとめている。(a) 右翼ポピュリズム政党は個人や社会の平等という原理を拒否し、個人や社会の不平等を助長し、あるいは強調する社会的条件を求める。(b) 民主的な憲法秩序を批判することなく、現存する政治や社会の体制を根本的に変革することを目指したプロパガンダを行う。(c) 大衆の社会に対する嫌悪感、失望、不安に訴えかけ、自らは「沈黙する多数派」である大衆の良識に基づいているとして、その政治的要求を正当化する。そして、こうした特徴を持った政党においては、理論を中心とした指導とエリート支配による党運営は批判の対象とされる。⁽⁵³⁾

それでは具体的には、ポピュリズムはどのような現象形態をとるのであるか。H・ヴォーノウトは「一般にポピュリズムが、権力に到達するために有効なあらゆる手段をとろうとする政党ないし政治家の類型であり、可能な限り幅広い有権者から支持を得ようと試みる」政治的姿勢である点を重視している。⁽⁵⁴⁾

ポピュリストは、現代の多元的な民主主義社会においてなお、国民の意思がある一定のまとまりを持っているとの想定に立っていると考えられる。その上で彼らポピュリストは、自らを常に多数派の意思を表明している存在であると理解している。こうした、個々の人間の意志を軽視する態度を前提とした国民世論に関する認識は、右翼ポピュリストの反多元主義的な傾向として指摘できる。またポピュリストは、有権者に対して簡潔なスローガンを掲げ、社会の様々な課題を解決しようとする。その際彼らの課題解決に向けた提案は、神話化された過去へのあこがれと結びつけられる傾向がある。現代のヨーロッパで政治的な影響力の拡大に成功した右翼ポピュリズムにおいては、ポピュリ

スト政治家はそれまでタブー視されてきた政治的テーマへの批判をメディアを活用しつつ行い、自らの主張を効果的に大衆に広めた点に特色がある。彼らは、メディアを利用して自らを大衆の眼前に登場させ、大衆の情緒的感情に強く影響を与える主張を展開している。⁽⁵⁵⁾

そして、これら現代ヨーロッパのポピュリストの活動目的に関してF・デッカーは、彼らが自民族や自国民の利益を守ろうとする点で防衛的な内容を主体としており、その防衛対象となる枠組みは現存の国家の範囲に限定的であると指摘している。したがってポピュリストは、国内の社会体制の発展に内在的な欠陥があることを批判するとともにそれ正すことを目指し、自らがその義務を負っていると認識している。そして彼らは、指導者の存在を強調し、党の運動としての側面を重視した「反政党的政党」として登場する。ポピュリストの世界観は、「誠実な民族」と、その利益に対して陰謀をめぐらせるコンツェルンや政党、政府機関といった敵の存在という二元論に帰結する。その場合、ポピュリストにとつての民族とは、その福祉が社会を支配しているエリートによつて侵害されていると彼らが主張する小市民のことを指す。そしてこうした対立関係に対して、過去の歴史の美化や今後の共同体が置かれるべき状況への過大な期待が対置される。彼らポピュリストはこうして自らの主張と民族とを関連づけ、個人の道徳観念に対する素朴な訴えかけから、陰謀理論の設定そして人種主義的扇動まで極めて多岐にわたる形態でプロパガンダを行う。そのためポピュリズム概念は、民主主義政党やその体制においても全体主義的政党やその体制においても当てはまる側面を有しているが、とりわけナチズムは、その政治的上昇過程においてポピュリスト的手法を有効に活用できた代表例である。⁽⁵⁶⁾

より具体的には、極右主義的ポピュリズムのイデオロギーとして、デッカーが挙げた以下の三点が重要であろう。まず第一に、官僚主義的な福祉国家への反対の態度である。ポピュリストは自己責任を重視する立場をとっており、

彼らにとって官僚主義的福祉国家は、市民が自ら責任を負う機会を奪う存在であると考えられる。しかしそれとともにポピュリストは、資本主義体制に対しても批判的態度を示す。彼らは、資本主義体制下においては私的所有の制度が乱用されていると考えており、利己的な消費欲の追求によって社会の土台が蝕まれていると判断している。

そのため第二に、ポピュリストは社会のまとまりを確保するためのアイデンティティのよりどころとして国家や共同体への所属性を重視し、それによって彼らは現代資本主義批判を展開する。こうしたアイデンティティの決定を通じて、ポピュリストは不寛容さや人種主義的態度を明確に示すとともに、ナショナリズムを過剰に強調する。その結果、彼らのイデオロギーがより過激に流布されることになる。さらに、現代ヨーロッパで支持を集めているポピュリズムにおいては、国家の優越の代わりに民族的・文化的地域主義 (Partikularismus) が主張される。この民族的・文化的地域主義は、すべての人間や人種に差異があることを前提とし、その固定化を図ろうとする点で民族多元主義的な性格を帯びている。また国内的には、移民の増加や国民概念の再定義にもなつて生じたアイデンティティの危機という新たな事態に対応したナショナリズムの再確立が行われる。この新たな状況への対応として、右翼ポピュリズムにおいては「純粋な国民」概念が要求される。

そして第三に、ポピュリストの政策では、彼らが主張するところの「民族の意志」が重視される。一方でポピュリストは、その民主主義理解に基づいて地域の「草の根」の強化から国家全体の国民投票まで、幅広い「直接民主主義的要素」の強化を要求するが、他方彼らは「直接民主主義的」に「民族の意志」が表明されることを通じて、多様な意見を無視したり、抑制したりすることを求める⁽⁴⁷⁾。

このように右翼ポピュリストは、既成の政治・社会体制を激しく批判し、個人や社会の平等性を強く拒否する。それとともに彼らは、個人の業績を重視し、自由な市場の強化を図るとともに国家の役割を大幅に低下させることに賛

意を示す。さらに彼ら右翼ポピュリストは、社会の周辺部分に存在する、外国人を中心とした少数派集団の社会への統合に反対し、彼らに対する敵対的な政策の必要性を訴える。⁽⁵⁸⁾

こうしたイデオロギーの特徴を持つ現代の右翼ポピュリストは、自らが「民族の意志」を代表する立場にあることを強調する。そして彼らは、人々がある共通した民族集団に属していると自己認識する「我々感覚」や集団的アイデンティティを強調して、自集団に属さない人々を排除しようとする。そのために彼らポピュリストは、政治や社会に関する複雑な問題をデマゴギーを用いて単純化し、大衆の不安感を強め、諸問題を解決する存在としての指導者像を強く押し出そうとする。⁽⁵⁹⁾

この点に関連してA・グラープナーハイダーは、ポピュリストの主張する「民族」は、現実には国民の一部ではないと指摘している。彼によればポピュリストは、その感情や情緒を操ることに卓越しており、自らの顧客である小市民や国民全体が抱える問題を非常に素早く、そして容易に解決できると偽っている。そのため一方ではポピュリストは「言葉と欺瞞のマイスター」であり、他方ではポピュリストは自らに対して批判的なものを「民族の敵」と規定する点で「区別と分断のマイスター」でもあるといえよう。⁽⁶⁰⁾

このような特徴の指摘を通じて明らかなのは、ヨーロッパの右翼ポピュリスト政党やグループが、その政策内容においても政治手法においても共通性・類似性を有していることである。国内の政治状況、自国と他国あるいは超国家組織との関係、さらに自民族と他民族の関係において、現代の右翼ポピュリストは政治的二分法を通じて敵の像を構築し、その敵の像の「弊害」を大衆の理性ではなく感情に強く訴えかける。そして彼ら右翼ポピュリストは、この扇動によって高められた大衆の情緒的反応を活用し、民衆の絶えざる動員を目的とした持続的運動として存在しているのである。この、常に選挙戦を戦っているかのように継続的に大衆を動員しようとする行動主義は、ポピュリス

ムに特徴的なスタイルである。⁽⁶¹⁾現代のポピュリストによる活動は、平均的市民の希望を読み取り、それを具体化して政治的スローガンに置き換えることである。この関連で右翼ポピュリストは、政治意思形成の手段として常に直接民主主義的手段の必要性を訴える。彼らが大衆の漠然とした政治的不安感を意識的に煽り立て、政治的争点へと置き換えられた事象として、外国人に敵対的な主張の存在が挙げられる。こうした手法を通じて右翼ポピュリストは、国民間に存在する、社会の近代化の進行に対する不安にはけ口を与えており、それによって彼らは、「近代化の敗者」として現代社会の利益構造の外部に存在する人々の不満を独占することが可能となるのである。⁽⁶²⁾

次章では、こうした極右主義とポピュリズムの定義を前提として、FPOが政党としてどのような位置にあるのか、綱領の次元で確認したい。それはFPOの歴代の綱領が、いずれもナショナリズムや民族多元主義など、これらの定義に当てはまる内容を含んでいるからである。FPOの各綱領において極右主義的傾向が強調される度合いは、それぞれの制定段階における党内議論と時代状況によって異なっているものの、その歴代綱領の検討によって、同党の一貫した極右主義的性格が歴史的に明らかになるであろう。

注

- (1) Vgl. Ulrich Druwe unter Mitarbeit von Susanne Mantino, "Rechtsextremismus". Methodologische Bemerkungen zu einem politikwissenschaftlichen Begriff. in: Jürgen W. Falter, Hans-Gerd Jaschke, Jürgen R. Winkler (Hg.), Rechtsextremismus. Ergebnisse und Perspektiven der Forschung. Opladen, 1996. S.67-73.
- (2) Christoph Butterwege, Rechtsextremismus, Rassismus und Gewalt. Erklärungsmodelle in der Diskussion. Darmstadt, 1996. S.15.

- (3) Armin Pfahl-Traugher, Rechtsextremismus. Eine kritische Bestandsaufnahme nach der Wiedervereinigung. Bonn, 1993. S. 14.
- (4) 山口定、高橋進編『ヨーロッパ新右翼』（朝日選書 一九八八年）三〇—三二頁。また、宮本太郎「新しい右翼と福祉シモーニズム——反社会的連帯の理由——」（齋藤純一編著『福祉国家／社会的連帯の理由』シネルヴァ書房 二〇〇四年）も参照。
- (5) Wolfgang Gessenharter, Neue radikale Rechte, intellektuelle Neue Rechte und Rechtsextremismus: Zur theoretischen und empirischen Neuvermessung eines politisch-ideologischen Raumes. in: Wolfgang Gessenharter, Helmut Fröchling (Hg.), Rechtsextremismus und Neue Rechte in Deutschland. Neuvermessung eines politisch-ideologischen Raumes? Opladen, 1998. S. 34.
- (6) Pfahl-Traugher, a.a.O. S.28.
- (7) Reinhold Gärtner, Rechtsextremismus und Neue Rechte. in: Österreichische Zeitschrift für Politikwissenschaft 1995/3. Wien, 1995. S.255. Vgl. Rainer Benthin, Die Neue Rechte in Deutschland und ihr Einfluß auf den politischen Diskurs der Gegenwart. S.23-26.
- (8) Wolfgang Gessenharter, Im Spannungsfeld. Intellektuelle Neue Rechte und demokratische Verfassung. in: Wolfgang Gessenharter, Thomas Pfeiffer (Hg.), Die Neue Rechte - eine Gefahr für die Demokratie? Wiesbaden, 2004. S.33. Vgl. Martin K. W. Schweer und Barbara Thies, Die Neue Rechte: Eine Herausforderung für Forschung und Praxis. Eine Einführung aus pädagogisch-psychologischer Sicht. in: Martin K. W. Schweer (Hg.), Die Neue Rechte. Eine Herausforderung für Forschung und Praxis. S.9-11. Alice Brauner-Orthen, Die Neue Rechte in Deutschland. Antidemokratische und rassistische Tendenzen. S.11-16.
- (9) Brigitte Bailer-Galanda, Wolfgang Neugebauer, Haider und die Freiheitlichen in Österreich. Berlin, 1997. S.50-52. 44' ズ イツの共和党とフランスのFNに関する比較研究を行ったヘルクスドルフは、この両党を「ポジュリスティックなポジティブシモン手法を持つ極右政党」と規定している。Harald Bergsdorf, Ungleiche Geschwister. Die deutschen Republikaner (REP) im Vergleich zum französischen Front National (FN). Frankfurt am Main, 2000. S.7-8.
- (10) 二〇〇二年国民議会議会選挙の際にウィーンで行われたFPO集會を筆者が訪れた際、左翼の若者グループによって組織されたFPOに反対するデモ隊は、演壇に登場したハイダーに対して「ナチは出て行け (Nazi raus)」と叫んでいた。
- (11) ハインツ・シェット (石塚伸一訳)「ドイツにおける青少年の極右的暴力行為」(『北九州大学法政論集』第二四巻第一号 一九九六

年) 九二頁。

- (12) Helmut Wahnout, Rechtsextremismus, Rechtspopulismus und ihre Rückwirkungen auf das österreichische politische System. Eine Untersuchung unter besonderer Berücksichtigung der Rolle der FPÖ. in: Andreas Khol, Günter Ofner, Alfred Stirnemann (Hg.), Österreichisches Jahrbuch für Politik 1993. Wien 1994. S.383.
- (13) Gero Neugebauer, Extremismus-Rechtsextremismus-Linksextremismus: Einige Anmerkungen zu Begriffen, Forschungskonzepten, Forschungsfragen und Forschungsergebnissen. in: Wilfried Schubarth, Richard Stöss (Hg.), Rechtsextremismus in der Bundesrepublik Deutschland. Eine Bilanz. Opladen, 2001. S.13-14.
- (14) Pfahl-Traugber, a.a.O. S.14-15.
- (15) Jürgen R. Winkler, Rechtsextremismus. Gegenstand-Erklärungsansätze-Grundprobleme. in: Schubarth, Stöss (Hg.), a.a.O. S.44.
- (16) Wahnout, a.a.O. S.382.
- (17) G. Neugebauer, a.a.O. S.14.
- (18) Pfahl-Traugber, a.a.O. S.18.
- (19) Wahnout, a.a.O. S.382-383.
- (20) Wilhelm Heitmeyer, Heike Buhse, Joachim Liebe-Freund, Kurt Möller, Joachim Müller, Helmut Ritz, Gertrud Siller, Johannes Vossen, Die Bielefelder. Rechtsextremismus-Studie. Erste Langzeituntersuchung zur politischen Sozialisation männlicher Jugendlicher. Weinheim, 1993. S.13-14.
- (21) 青少年の極右主義的傾向に関する実証的な分析を行ったビルスルも、極右主義イデオロギーは反民主主義的な社会観を保持しているとして、その第一の基本要素は「所与のものとしての人間の不平等」であると指摘している。この基本原理によって、社会ダーウィニズム的なヒエラルヒーの観念がもたらされるとともに、民族を基盤としたナショナリズムが強調されることになる。そして彼女は、ハイトマイヤーらと同様に極右主義の第二の基本要素として、紛争を解決する手段としての「暴力の肯定」を挙げている。Ursula BirsI, Rechtsextremismus: weiblich - männlich? Eine Fallstudie. Opladen, 1994. S.26-27.
- (22) Oscar W. Gabriel, Rechtsextreme Einstellungen in Europa: Struktur, Entwicklung und Verhaltensimplikationen. in: Falter, Jaschke, Winkler (Hg.), a.a.O. S.346.

- (23) Gabriel, a.a.O. S.348.
- (24) Winkler, a.a.O. S.46-47.
- (25) Brigitte Bailer, FPÖ, F-Bewegung und Neue Rechte. in: Österreichische Zeitschrift für Politikwissenschaft 1995/3. Wien, 1995. S.264.
- (26) Willibald J. Holzer, Rechtsextremismus-Konturen, Definitionsmerkmale und Erklärungsansätze. in: Dokumentationsarchiv des österreichischen Widerstandes (Hg.), Handbuch des österreichischen Rechtsextremismus. Aktualisierte und erweiterte Neuauflage. Wien, 1996. S.35.
- (27) Holzer, a.a.O. S.12-96. Bailer-Galanda, W. Neugebauer, a.a.O. S.52-55.
- (28) Holzer, a.a.O. S.35.
- (29) Ebd. S.36-37.
- (30) Ebd. S.35. Bailer-Galanda, W. Neugebauer, a.a.O. S.52.
- (31) Bailer, a.a.O. S.264.
- (32) Ebd. S.265.
- (33) Holzer, a.a.O. S.39.
- (34) Bailer-Galanda, W. Neugebauer, a.a.O. S.53.
- (35) Holzer, a.a.O. S.40.
- (36) Gärtner, a.a.O. S.256.
- (37) Bailer, a.a.O. S.265.
- (38) Gärtner, a.a.O. S.257.
- (39) Bailer-Galanda, W. Neugebauer, a.a.O. S.54.
- (40) Holzer, a.a.O. S.42.
- (41) Ebd. S.43.
- (42) Bailer-Galanda, W. Neugebauer, a.a.O. S.54.
- (43) Max Preglau, Rechtsextrem oder postmodern? Über Rhetorik, Programmatik, Interaktionsformen und ein Jahr Regierung.

spolitik der (Haider-)FPÖ. in: SWS-Rundschau (41.Jg.) Heft 2/2001. S.196.

- (44) Holzer, a.a.O. S.37.
- (45) Preglau, a.a.O. S.196.
- (46) Pfahl-Traughber, a.a.O. S.23.
- (47) Pfahl-Traughber, a.a.O. S.19-21.
- (48) Pfahl-Traughber, a.a.O. S.28-29.
- (49) Paul Taggart, Populism. Buckingham, 2000. p.10.
- (50) op. cit. p.73.
- (51) Hans-Henning Scharlach, Rückwärts nach rechts. Europas Populisten. Wien 2002. S.211.
- (52) Ebd. S.211-212.
- (53) Hans-Georg Betz, Radikaler Rechtspopulismus in Westeuropa. in: Falter, Jaschke, Winkler (Hg.), a.a.O. S.363-364.他は例えど、オーストリアの国民議会選挙の結果に関する研究を行っているペリシチャーとマルティン・ユルグ「西ヨーロッパでは抜けた成功を収めた右翼ポピュラーン・ポリティクス」である。Fritz Plasser, Peter A. Ullram, Rechtspopulistische Resonanzen: Die Wählerschaft der FPÖ. in: Fritz Plasser, Peter A. Ullram, Franz Sommer (Hg.), Das österreichische Wahlverhalten. Wien, 2000. S.225.
- (54) Wohnout, a.a.O. S.384.
- (55) Wohnout, a.a.O. S.385.
- (56) Frank Decker, Der neue Rechtspopulismus. Opladen, 2004. S.22-25, Frank Decker, Parteien unter Druck. Der neue Rechtspopulismus in den westlichen Demokratien. Opladen, 2000. S.27-28.
- (57) Decker, Der neue Rechtspopulismus. S.30-32.
- (58) Gärtner, a.a.O. S.259.
- (59) Wolfgang Eismann (Hg.), Rechtspopulismus. Österreichische Krankheit oder europäische Normalität? Wien, 2002. S.12.
- (60) Anton Grabner-Haider, Wege der Populisten. in: Susanna Berndt (Hg.), Die neuen Ver-Führer. Populismus Heute. Graz, 2001. S.31-33.

(61) かつてヒトラーは、大衆について以下のように評価していた。「大衆は外交官から成り立っているのではなく、また国法学者から成り立っているのでもなく、まったく純粹に理性的判断からでもなく、動揺して疑惑や不安に傾きがちな人類の子どもから成り立っている」と。そしてヒトラーにとつて大衆は、「冷静な熟慮よりもむしろ感情的な感じで考え方や行動を決めるといふ女性的素質を持ち、女性的な態度をとる」のであった。そのためこうした大衆に自らの主張を浸透させるためには「最も簡単な概念を何千回もくりかえすことだけ」が必要なのであった。アドルフ・ヒトラー（平野一郎、将積茂訳）『我が闘争（上）』（角川文庫 一九七三年）二六三―二六六頁。

(62) Wahnout, a.a.O. S.386.